

第四十三回

參議院地方行政委員會會議錄 第十三號

昭和三十八年三月十四日(木曜日)

午前十時三十四分開会

席者は左の通り。
委員長
理事

案（内閣提出）

○委員長(石谷憲男君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。

西郷吉之助君
林 武治君
市川 小林
北口 西郷吉之助君
龍徳君
沢田 虎雄君
館 鈴木
一精君
哲二君
壽君
松本 賢一君
鈴木
一弘君
○委員長(石谷憲男君)　ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。
本日は、消防関係二案について審査
を行ないました後、地方公務員共済組
合法の長期給付に関する施行法の一部
改正案の質疑に入りたいと存じます。
初めに、消防法の一部を改正する法
律案並びに消防組織法及び消防団員等
公務災害補償責任共済基金法の一部を
改正する法律案、両案を一括して議題
といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないま

國務大臣
自治大臣
篠田 弘作君

自治監行政局長

消防宁次录

消防厅次長
事務局側

卷之三

説明員
自台大臣

良家事記

公務員課長 松浦功君

の会議(1) 井川

法の一部を改正す

出、衆議院送付)組織法及び消防団員等公務災害責任共済基金法の一部を改正す

わけです。あの原子力関係の法律を見ていきますと、警察と消防が必ず出動しなきやならぬというふうに規定がされておるようだと思つてますが、ここに法律を持つてきていないんです。が、その場合、まず一つ伺いたいのは、消防が出動をしたところがいわゆる放射能同位元素がある、アイソトープがあるので、それを知らずに消火を

しておるところでござります。御質問の点でござりますが、その点につきましては、私のほうへ科学技術庁のほうからそのつど通報を受ける仕組みに相なつておりますて、通報を受けますと、直ちにこれを県を通じて各市町村の消防機関に連絡をする。そういう措置を具体的に講じておる次第でござります。現在われわれのほうでつかんで

はむろんできておりまして、東京消防庁その他の大都市消防では相当これについて防護手段というのも、現実に備えた訓練をやっております。ただ、これをもう少し確定版にいたしまして、はつきりとした対策を打ち出し、また、消防機関としても、どういう備えをやって、いざという場合にはどういう消火上の注意をやって対応していく

常に、何と言うか、火災の標識とは違つて、いまして、危険物の標識とは違つて、一般人もわからぬ。まして専門に当たつておる方でも十分ではないんじやないかという感じがいたすわけであります。そういう器具、機材について、今だいぶそろえておられるような話なんですがれども、その備え方は、そういうのに對応して出て行かなければな

したところが、その保安といいまして、か、保管が不完全のために、思ひぬ災を受けないと限らない。御承知だと思いますが、放射能をかけられても、熱くもなければ痛くない、かゆくもないというわけでありまして、十万個のイクロキユリ一単位くらいになりますと、二、三分でもつて死な生きやならぬというようなひどい曝射を受けますし、あるいは汚染もされるという危険もあるわけですけれども、こういうようないわゆる放射能物質の安全性かといふのは、科学技術庁のはつかんでいるはずですが、消防のほうとしてもどの辺にどういうような危険なものがあるということはつかまわされておられるんですか。

おりますのは、R-1施設等は全国に九百六十カ所ばかりあるわけでござります。これらはすべて一覧表といたまして、消防機関に通報をいたしておられます。これでござります。

○鈴木一弘君 非常によくつかんでおられるので、安心していられるのでありますけれども、今度はこの組織法の中に危険物取り扱いのここに、主任の試験とか、こういうふうなものがあります。原子力のほうでも同じよう取り扱いの試験などもあるわけでありますけれども、消防団員の、あるいは消防員のそういうものに対する訓練といいますか、指導といいますか、そういうのをこの教養訓練あるいはその中で十分やっていける、こうい

くべきかということにつきましては、さらに確たる研究が必要であるといふに考えておるのであります。実は科学技術庁との合作で、われわれのほうの消防研究所にも、R.I.火災研究施設というものを現在建設中でございまして、大体完成の域に近づいておるわけですが、これを中心にしてひとつ対策の確定版を打ち出し、確定版ができますれば、防護対策、防護施設、防護指導というものにつきましても、さらに万全の措置を講じて参る所存でございます。ちなみに、現在消防大学におきましても、火災対策につきましては特に科目を設けまして、訓練をしておる次第でござります。

こうも話し合いを申し入れてきておりまして、具体的にそれらの点で意見の調整をはかり、はつきりと結論の出たものにつきましては、これを末端によく流しまして、周知徹底に遺憾のない措置を今後ともひとつとて参りたいと考えております。

ルに活動できるだけの水利が見つからないということでもって、あたら小火災でとめ得るところを、延焼火災にまでしておるというような事例があります。ことは、これは事実であります。この点につきましては東京都自身も、既に消防水利のための対策協議会等を設

うも、政府の立場といたしましてその実現に努力をして参りたいと、かようになります。○鈴木一弘君 消防の水利調査研究会のほうの話ですと、十年前に比べると四割消火栓が減つておるというわけです。今の長官のお話だと、減つてない

一つの範囲があるのじゃないかと思ふし、特に、水害あるいは地震の災害を防除するというようなことになりますと、この防除ということの具体的な内容が客がちょっとわからぬので、どういろいろなことをここで考えてこういう規定ができたのが、そこら辺ひとつお話し願いたい

参りますると、堤防が切れた、切れた
らそこに被害が発生するわけですか
ら、その場合に初めて消防というもの
は活動するのだというような誤解を招
くおそれすらあるわけであります。し
かしながら、そういったことはこれは
現実の姿にも反しますし、消防組織法

それから、第一の点でござりますが、その点は同じく公務災害ということになります。あとでもって出たものにきましても、後遺症として原因がはっきりして、そのためには障害が起きた、ということになりますれば、当然消防員等につきましては本法の適用を受ることに相なるわけでございます。
○鈴木一弘君 ずっと関連して、ちょっとと本論からはずれるかもしませんけれども、消火栓の問題でありますから、せんけれども、消火栓が、先日の目黒の学校のときに、圧力が足らなくて困ったときにも、圧力が足らなくて困ったときであります。最近は、東京都も制定され、給水なしということだそうですから、安心していられるのですけれども、この辺も金日本ばかりより、もう何年

けまして、万全の対策を練つております。されども、いかんせん、水利の数が少ないということと、せっかく消防栓等があつてもこの水圧が低い、水の出が悪いということで、消防活動に支障を来たしておるということは、これは現実の姿でござります。そのために、いろいろ窮屈の策をいたしまして、他の消火栓以外の水利というものを、不便なところから引つぱつてきてこれを利用するとか、あるいはどぶ川をせきとめてその水を利用するとかいうような、非常な苦しい手を打つて当面の糊塗をいたしておるような現況でござりますけれども、やはり根本的には、何といつても、消防栓その他の消防水

という話ですけれども、この点極力ふやしていただきたいということですけれども、まあ幾ら設備の近代化を行なっていつても消防栓が不足であるということになつて水がないということであれば、火災に出動しても役に立たぬということになつて参ります。どうですか。だいぶ違っているのですが、どうなんですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私は、消防栓自体が減つておると思いません。ただ、おそらく、鈴木先生のお手元の資料等でどうなつているか存じませんですが、絶対的な能力が落ちておるということではないかと思います。

○鈴木壽君 組織法のことなどございま

○政府委員(藤井貞夫君) 消防の任務
は、一つは対火災の機能でござります。
す。火災につきましては、いわゆるこれ
は本命の任務でございまして、予防火
ら始まつて警戒、鎮圧というところま
で全部一貫してその対策に当たつてい
くというのが、消防の本来的な機能で
ございます。しかし、消防は、それだ
けにとどまらずして、現実の活動とい
たましても、洪水の警報が出ると
いったような場合には、出動いたしま
して、これの予防、鎮圧等に当たつて
おるということでございます。さら
に、地すべりなり、なだれというよう
な場合においても、そういう危険が

なり水防法の考え方でもございませんので、従来も解釈上はこの被害の軽減ということの中に、いわゆる現場的な応急的な予防活動というようなものは含まれるものだというふうに解釈をして運用をしてきておるわけであります。また、それが現実の姿に合う解釈ではあるまいかというふうに考えられまして運用をしてきたわけであります。しかしながら、その点、先般の災害対策基本法の制定ということによりまして、消防というものが、ただ単なる水火災というようなことでなくして、もう少し広範な災害ということにも、第一線の機関として活動するということが、明確に位置づけられたというこ

〇政府委員(藤井貞夫君) 消火栓の数
が以前に比べて減つておるということは、そういうことはないのではないか。
その点についてはいかがですか。

他の消防水利というものが、東京都の場合においても、なお非常に不足をしております。絶対数が不足をいたしております。それと、水压等の関係で、でもつてこれがきわめて出が悪い。消防車がせつかくかけつけましても、

利といふものを在留するにしうることと、水の絶対量自体をやはりどうしてもふやしていくという、最も基本的なことを解決するために、もっと抜本的な対策を講じておく必要があるのではないかと思つております。欲を言いますれば、消防のための専用水道といつたものができれば、これは一番理想的でござります。しかし、なかなか財政その他の都合でそこまで参りません。しかし、少なくとも、今後たとえ工業用用水道というようなものを作ります際ににおいては、工業用水道自体にやはり消火栓も一緒に付けてもらうといふようなことは、最小限の措置としてやって参りますように、われわれのは

すが、条文のこととて、今度第一條に、「水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する」云々と、こういうふうにありますて、災害の防除といふことが新しく入ってきておるのでありますか、概念上これは防除、大体わかりますが、具体的に、水火災又は地震等の災害を防除するといふようなことを消防の任務とすると、こういうことになりますと、どういうことになりますか、たとえば火災予防とか、そういう面ではいろいろなことをやつていつておるし、また、やらなければならぬということはわかります。それにしても、あだんいる消防の火災予防の問題等はある

おるというのが現実の姿でございまます。ところが、今までの規定を見ますると、火災については問題はございませんけれども、その他の災害ということをもとらえて、これによる被害を軽減することをもつてその任務とするということを書いておるわけでございます。被害の軽減ということを字義どおりに見ますと、災害が起きる——災害が現実に起きるということを前提にして、起きた場合にその被害を軽くしていくということで、非常に字義どおりに参りますと、狹くなるわけであります。これを水害の場合に当てはめて

うな点もございますので、この際、消防組織自体についてもその任務を明確にいたしまして、従来被害の軽減ということの一環として読んでおりまし、た、応急活動としての、現場活動としての災害防除——防止あるいは除去といふことにつきましても、その任務の中にはつきに入るのだということがたすことが適當ではないかということです、こういう改正案を提案申し上げた次第でございます。ただし、この防除というのは、あくまで今申したように現場活動的な応急措置的な考え方でございまして、対火災機能でもって持っておりますような、一般的な予防

といったようなものは、ここでは考えておりません。一般的な予防というところにまで消防の任務が入りますのは、何といつても対火災機能でございまして、その他の災害の予防いわゆる一般的な予防——治山治水——というようなことを含める広い意味の予防活動とやつていく建前でございまして、それまで消防が全部責任をなっていくという建前ではむろんございません。あれぞの所管の省庁が責任を持つてやつていく建前でございまして、それまで消防が全部責任をなっていくと心といたしまして、防除をつけ加えていく。先刻申し立った例でさうに申しますれば、堤防についても、堤防の切れかげるところは、やはり補強して堤防が切れないような措置を講ずる、そういうことは当然消防の任務として中に入つてくるものであることを明確にならめるようにいたしたのが、この趣旨でございます。

○鈴木壽君 今お話し立ったいたように、私も消防としての災害防除といふのは、いわば応急的な——今水害の例を一つとつてみますと、あるいは地震等の例をとつてみますと、応急的な、それからまああなたの言葉で言えば、現場活動的なそういうものにしか出られないんじゃないだらうかと私自身も思つておりますし、お答えはそうであつたと思うのであります、ただ言葉でここに「水火災又は地震等の災害を防除し」ということになりますが、非常に言葉として広きに過ぎる、また、疑問を、誤解を起こすおそれもありますので、現場活動的な応急措置的な面をとらまえて「防除」という言葉を使つたのであります。それから、いいろいろな対策なり措置等は、自治省設置法の第三条に「自治省

についてそういうことでもあるのかなあと、こういうふうに私この文章から、特に一つの改正のそれなんでござりますから、考えたわけなんでござります。問題は、そうなりますと、非常に広範になりますし、また、今の消防なりそういう仕組み等からいたしまして、なかなかへんじないかな、こういうふうにも考えましたのですから、そ

こを少しはつきり承つておきたいと、こう思つてお尋ねをしたのであります。結論的に申し上げますと、これは、たとえば水害等の際には、水害の防除ということを考えた場合には、いわゆる根本的な水害防除対策、治山治水なりその他のいろいろ施設の問題なり、そういう問題でなしに、いわば洪

水が予知されるというような場合に出で行って、もし堤防の決壊のおそれがある場合には、そういうものの災害が起ららないような措置をする、補修もしなければならぬでありますようし、あるいは場合によつては、付近の住民の避難についての指示を与えるなど、いわゆるなことをする、こういうことがとだ、こういうふうに考えてよろしくうございますか。

○政府委員(藤井貞夫君) そのとおりでござります。ここに「防除」という、特にこういう言葉を使いましたのは、

戦前はむろんのこと、当初自治消防庁として発足いたしました際には、なかなか消防というものの地位も確立されませんでした、したがつて、各行政分野に

対する発言権といふものも非常に少なかつて参つておりますことは、これは事実でございます。前と申しましては、

戦前はむろんのこと、市川委員の質問にもお答えになつておられるが、その点に

第一線で活動しておるその体験から合に限つて申し上げますと、その点に

ありましたが、特に今問題を建築物の場についていかがでございましょうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私も、現実に第一線で活動しておるその体験からじみ出ます貴重な意見といふもの

を、あらゆる行政にもと強く反映せしめるということが必要であるうといふように思つております。おかげをも

ちまして、皆さん方の御協力で消防の体制といふものもどんどん強化されてきて参つておりますことは、これは事実でございます。前と申しましては、

戦前はむろんのこと、最初は建設省等で、一つの水害とたとえば建設省等で、一つの水害

の問題に關連して申し上げますと、それがこそ治山治水のいろいろな対策とす

る、あるいは堤防のそれをやる、こういう場合にあなた方の立場から、もつと意見があつてしまふべきじゃない

か。特に火災の問題等になりますと、建築の、せんだつてもどなたでございましたが、市川委員でございました

か、違法建築とかなんとかということ

で質問があつたのであります。そういう火災防止の建前から、建築物なり

あるいはその他の施設について、もつ

と強い発言権なり意見なりといふものが、あるいはまた、場合によつては力

い状況ではないかと考えておるのであります。たゞ、先般できました災害対

策の基本法におきましては、さらに私たちはそういう見解を、大きく全体の

防災行政の上に反映せしめていく仕組みを確立することが必要であるとい

うに自治省の任務といつてしまして、

「消防に関する事務を処理し、もつて、水火災等による災害の防除に資す

ることを任務とする」。こういうふうに言つておることでもございますの

で、これとの平仄も合わせ考えまし

ございまして、趣旨は今お話しになりまし、そのとおりといふことでござ

います。

○鈴木壽君 この防除という言葉の内容はわかりましたが、これのいわば

応急的なあるいは現場のいろいろな活動措置、そういうことだけでなしに、

消防の立場から、こういう災害の防除

という立場から、たとえば水害の防

止、あるいは火災の防止、こういうこ

とに對してもと強く強い発言権なり、そ

ういうものがなければならぬような気

が私はするのであります。と申します

と、たとえば建設省等で、一つの水害

の問題に關連して申し上げますと、そ

れこそ治山治水のいろいろな対策とす

る、あるいは堤防のそれをやる、こう

いう場合にあなた方の立場から、もつ

と意見があつてしまふべきじゃない

か。特に火災の問題等になりますと、

建築の、せんだつてもどなたでございましたが、市川委員でございました

か、違法建築とかなんとかといふこと

で質問があつたのであります。そ

う火災防止の建前から、建築物なり

あるいはその他の施設について、もつ

うものが尊重されるような建前になつ

てきております。しかし、まだ今の体

制で、これで十分であるとは言い得な

い状況ではないかと考えておるのであ

ります。たゞ、先般できました災害対

策の基本法におきましては、さらに私

たちはそういう見解を、大きく全体の

防災行政の上に反映せしめていく仕組

みを確立することが必要であるとい

うに自治省の任務といつてしまして、

「消防に関する事務を処理し、もつて、

水火災等による災害の防除に資す

ることを任務とする」。こういうふうに言つておることでもございますの

で、これとの平仄も合わせ考えまし

ございまして、趣旨は今お話しになりまし、そのとおりといふことでござ

います。

○鈴木壽君 その点私は強く望んでお

きたいと思いますが、さらに関連し

て、今のお答えの中にもありました防

災計画あるいは防災会議、こういうも

のがここにはつきりきめられておりま

すし、防災計画の中にも、防災業務計

画なりあるいは地域の防災計画とい

るものもちゃんと作らなければならぬ、

こういうことになつてゐるのであります

が、その中に、今のお話では、必ず

消防関係者が入ることになつてゐる。

これは一つのチャンスですが、それはそれでいいと思うのです。そこで、防災計画等がどのように今各地域にわたっての計画が立てられているのか、全国的に何かつかんでおられますか。

て、これをひとつ立案せしめることを急ぐべきであるという建前をとつて、実際上の指導をやつてているわけであります。これは、できますれば、基本計画ができる場合、それとにらみ合わせて、さらに調整をとり補正を行なうと

て、当時、いわば災害に対する根本をなす法律だというので、だいぶ世間からも期待もされておったできた法律、それが大事なものとして防災計画といふものを作らなければならぬというふになつておるにもかかわらず、国自

なことを、ぜひひとつ積極的にやつていただきたいと思うのです。ですが、これはもっぱらあなたのほうの指導と言いますか、そういう事柄によって行なわれていくことなんでございまさか、その点どうなんですか。

○鈴木潤君 あれですか、あなたの方の指導で、都道府県段階でもいいのです。が、何かまとまつたような所はござい
ます。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 28, No. 4, December 2003
DOI 10.1215/03616878-28-4 © 2003 by The University of Chicago

て、當時、いわば災害に対する根本をなす法律だというので、だいぶ世間からも期待もされておつてできた法律、それの大重要なものとして防災計画といふものを作らなければならぬということになつておるにもかかわらず、国自体が、今言つたような、私の見るとこでは、どうもさっぱりはかどつてお

なことを、ぜひひとつ積極的にやつていただきたいと思うのであります。が、これはもつばらあなたのほうの指導と言いますが、そういう事柄によって行なわれていくことなんぞございまさか、その点どうなんですか。

○政府委員(藤林貞夫君) 防災会議の活動の面から見ますと、消防庁長官が

○鈴木君　あれですか、あなたの方の指導で、都道府県段階でもいいのですが、何かまとまつたような所はござりますか、現在のところ。

○政府委員(藤井貞夫君)　かなりまとまつた

ANSWER The answer is 1000.

に、防災計画には防災基本計画、それから防災業務計画、さらに地域防災計画というものがあるわけでありまして、順序といたしましては、防災基本計画というものがまずできて、これに基づいて各省庁の作る防災業務計画ができる、順序になるわけであります。この点について、さらに基本計画と業務計画ができる、さらに基本計画と業務計画というものの策定を前提といたしまして、地域の防災計画ができるという順序になるわけであります。この点につきましては、現在、防災基本計画を作ることが前提であるという建前から、且下總理府防災会議を主体といたしまして、現在その作業に入っております。各省庁に対しまして、防災基本計画に織り込むべき事項としてどういふものを取り上げたらいいかというようなことも資料として微しまして、漸次これを固める段階に入っているのであります。それはそれといたしまして、しかし、災害というものは一日も待つてくれるものではございません。なぜかく基本法ができる、しかも、防災計画、防災会議というような制度もできたのに、それを、基本計画ができるなければ一切地域の防災計画も立てられないというようなことでは困るというような考え方から、順序は若干逆でござりますけれども、私たちのほうといふたしましては、都道府県の地域防災計画というものを現実としては先行させ

ます。その指導の前提といたしましては、地域防災計画の策定要領といったものを一応素案として作りまして、これを各県にもお示しをいたしまして、それにのつとつて県の地域防災計画の素案というものを作るよう、目下連絡をいたしているのであります。県によつておそい早いはござりますけれども、かなり進んだところでは、相当まとまつた地域防災計画の草案ができ上がりつてきているような段階でございます。基本計画については、私がとやかく言うべき筋合ひのものではございませんが、しかし、われわれの立場といつてしましても、また、私自身が中央防災会議の構成メンバーに入つていて思つておりますのと、さらに、県なり市町村に対しましては、地域防災計画の策定ということを実質上テンボを早めて促進すべきであるという点について、目下鋭意努力をいたしている最中でございます。

らぬ。したがって、地方のそれもまだできておらぬ、こういうことについて私は非常に遺憾だと思っておるのであります。で、あなたのほうで策定要領等を作つて都道府県の段階の指導に当たつておるということをございまして、それはそれでけつこうです。ぜひやつてもらわなければならぬことでありますが、全体としてのテンボのおくれておることは、非常に残念だと思うのであります。お話しのように、災害はそれこそいつ来るかわからぬ、忘れたころにやつてくると言つた人がありますけれども、もう日本の災害は忘れたころではなく、忘れないうちにどんどん継ぎざまに次々にやつてくるのが実情なんで、これはゆづくりとした準備では、とてもじやないけれども、災害の防止とかなんとか言つても、なかなかできないわけなんであります。幸い、この法律の中には、その計画の中に織り込むべき事柄が、基本的な問題がずっと並べられておりますね。とりあえず私はこういうものに従つて地域的な、特に第一に取り上げていかなければならぬ問題があると思うし、單に火災のみならず、たとえば水害の問題でも、地域的に早急にこういう計画を立てて、それに対処する対策を立てなければならぬということがあると思ひますが、そういうものを進めよう

防災会議の事務局の次長の一人になつてしまして、地域の防災計画の策定、指導といふものは私のほうの所管ということに話し合いで相なつておりますが、事实上は、今お話を出したました地域防災計画の策定についての指導は、私の方でやるということになつておるのであります。その建前を前提にいたしまして、先刻申し上げましたような策定の要領といふものを一応作りまして、これを県に流して、これを中心にいたしましたして、それぞれの県において地域防災計画の策定に資していただきたいというので指導を行なつておる次第でございますが、お話しの点はござもつともでありますて、われわれといひましても、そう完璧な防災計画といふものはなかなかできなくとも、地方々々の実情に応じて、今までの経験に従つて当然考えていかなければならぬ災害の種類といふものがおののおあるわけであります。水害なら水害といふようなものにしょっちゅう見舞われるといふ地域があるわけであります。雪なら雪といふことで毎年苦しむといふので、そういうものを中心といたしまして、地防災計画といふものを

またたところが数県ござります。

○鈴木壽君 そういう所は、市町村段階まで今の地域防災計画を作る仕事が進んでいるようございますが、あなたの方の見方はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村の段階までは、まだそれほど進歩をいたしておる所はございません。

○鈴木壽君 むしろ私は大事なのは、先ほど申しましたように、それぞれ地域によって特徴的な災害問題があると思うであります。が、とりあえずひとつ市町村における、その地域における、これはまあ孤立してできるわけじやございませんけれども、いろいろ他の地域との関連もあります。けれども、とりあえず、そういうものでも作っていかなければならぬと思ふのであります。が、そういうふうに、私申し上げましたような考え方でお進みになるというふうにお考えですか。それとも、いや国全体の計画もまだできていらないのだ、県の段階においてもまだ作業着手したばかりなんだ、それでは市町村だけというようなことになると無理じゃないかというふうなお考えなんか、そこら辺どうです。

○政府委員(藤井貞夫君) 並行して進めいくことが適當であるうといふことに考えております。お説のよう、基本計画ができなれば業務十箇月で

Digitized by srujanika@gmail.com

は見えますが、形をとつて具体的にどうだといふようなところは、まだ全然ございません。聞いておりません。このほうはすべて基本計画の策定が基本である。それによって業務計画自体の骨子というもの、また姿勢自体もきまつてくるのだという態度をとつておられるのが現状でございます。

○鈴木壽君 そうしますと、問題は基本計画ができないところにすべてのものがある。こう言わなければならぬ状況になつておると思いますが、見通しとしてはあれですか、いつごろこれができるかというふうに考えておられですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 去年の見通しといたしましては、一応目標を三月末日に置こうではないかということです、各省庁に対しても協力を求めおつたのであります。しかしながら、その後におきまする豪雪対策等に追われておりますので、テンボがかなりおくれてしまつて、さらにこれを構成メンバーといたして、さらにつれておるようであります。しかし、われわれといたしましても防災会議の内部におきまする

○鈴木壽君 大臣、お入りになつてすぐでござりますけれども、今、実は防災計画のことについて組織法に関連してちよつとお聞きしておつたのであります。ですが、防災基本計画がまだできていますが、防災基本計画がまだできなくて、各省庁の関係機関の業務計画もできなければ、また地方の地域の防災

計画もできておらないというのが明らかになつたわけなんです。そこで大臣ひとつ、まあ直接大臣として、今中央の防災基本計画の策定樹立というものをやはり早急にやらなければいけないと思ふんです。で、私、いろいろこまかい問題がたくさんあると思います——将来の修正なり改定なりといふものはこれもあり得ても、ともかく一つのものを作らなきゃならぬじやないかと、そうでないと今申し上げたように、各行政機関の業務計画も基本計画待ちだ、また地方の地域防災計画も、やっぱりそういう基本になるものがなないとはつきりしたのを打ち出せないようでありますし、それから、法からいつてもやはり今言つたようなことになつて、そういうことについて努力をしていただかなきやならぬ方であると思いますから、その促進方についてひとつ私はうんとがんばつていただきたいと、うんとがんばつて、そういうことについて努力していただかなきやならぬ方であることにについての会議なり、あるいは仕事の進み方等についてあなたと関係したことについてございませんか。

とおくれておる、そこで、もうあとしばらくたてばできる、というようなな務長官からの答弁がありまして、そりあと私、総務長官に会いまして、どうなんだという話をしたところが、今これはほんとにむずかしい問題だけれども、まあできるだけいいものを作り考えて一生懸命にやっておりますから、もうしばらく待って下さいといふ、そういう総務長官の話がありまして、私もともと自治大臣になりましてからこの防災計画というもの非常に重視し、また主張いたしまして——大体今のまあ政府でも皆、國民と申しますが、国会方面におきましても、災害の起つたあとの跡始末のかために何百億という金を出すということは割合に平気で出しておる。しかし予防のために何百億の金を出すということは、いろいろな折衝をしてみましても実はなかなかスマーズにいかない。私はこれは逆だと思います。毎年々災害を起こして、その跡始末のためには十億、何百億という金を使うんじやなくて、要するに防災計画というものをきちっと立てて、そして予防のためにも相当の金を出し、事前に災いを防ぐということが一番大事だ。防災計画というものは、もちろん災害を受けたあとのこともありましようが、とにかく災害を受けない前の一つの手段としてそういうことは当然考えなければいけない。少し答弁が長くなりまして恐縮ですけれども、この前も閣議においても、もし東京に関東大震災のようなものが起つた場合に、政府は一体それに対してもう対処するつもりか。あの当時は四千台しか自動車が都内になかった、今日八十万台——どう

するのだということで、まあ消防あるいはその他の重要性について述べた 것입니다。終始一貫そういう考え方を持っておりまして、私もその重要な責任を感じ、そうしてやろうと思つてあります。ただ今のところ、直接の防災計画を立てているところは内閣総務省官でございます。この総務長官とよみがえりまして、その必要性とか緊急性というものについては、非常に重要な考えていてる次第でござります。

大臣、今せっかく御答弁いただいたわけありますけれども、これは強くひとつ御努力をいただいて、早くでかさないと——そうでないと、さつき申しましたように、地方のそれができていかない。やはり基本になるものが立たないと、地方のほうでも作れないということに、法の建前からしてもそういうふうに一応なっていますものですから、どうかひとつ、この点についてはさらに一その努力をしていただきたいと思うんです。大体のめどは、総務長官との話し合いの中に出てきませんでしたか。いつごろになれば大体できそうだというようなことでも出できませんでしたか。

できなければ下ができないというお話を
がありました。これはやっぱり、地方な
関係がありますから、地方は地方な
りの一つの案というものを持ってもい
いのじやないかというふうにも考えて
おります。いずれにしましても、等閑
に付することができないので、緊急を
要する問題でございますので、全閣僚
一致しまして、各者の分担については
それぞれの責任において進捗させる、
そういうふうにやりたいと、こう思つ
ております。

○鈴木彌君 ひとつぜひ強く推進する
ように大臣に希望しておきますが、と
同時に、先ほど私、消防庁の長官にも
お聞きしたなんですが、地域に

くちやならぬと思うのであります。その点も先ほど藤井さんからそういうお話を聞いて、私はそれなりに了承いたしましたが、この機会でござりますから、大臣にもその点をよくお含みの上、今後万全の対策を立てていってただくようについておきたいと思います。

それから防災計画の中にも関係しまして、実は、たとえは防災計画の中で重点を置くべき事項としてここに列挙されておる中に、「これは基本法の第三十五条の二項一のホであります」が、「地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項」と、こういうふうなのがあるのです。これはただ、私が今一つ拾つて申し上げたところであります。この災害対策基金について、私は今一つ拾つて申し上げたところではあります。この災害対策基金について、はつきりした規定は第一百一条に「地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時の経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。」こういう規定があるわけなのです。そこで実は私、一昨日の委員会で、災害補償に関連して、この問題についての考え方をお尋ねいたのであります。きょうはとにかく災害補償というそれだけでなしに、ここにある災害対策基金というものを一体どういうふうに考えておられるのか、それをまず私はお聞きしたいと思うのであります。

うふうな規定であります。第一点は、臨時の経費というものははどういふものを作りますのか、それから第二点は、災害対策基金というものを新たに設けるのかどうか、この点。まず最初に二点について、大臣から。

○國務大臣(鈴木弘作君) 災害対策基金につきましては、すでに積み立てがやっているわけでありまして、地方財政法に基づく積立金が、県分が二百十九億円、市町村分が五十八億円、合計二百八十七億円というものは、もう少しで積み立てられてゐるわけです。これは災害の発生に伴いまして――臨時費については、おそらくその経費に充てていくことであらうと私は思ふ。それで積み立てられたのですが、とにかく予測しない災害がぱつと起きたときの対策経費に充てていく、こういうふうに承知いたしております。こまかにいきつてしまえば、もちろん国、または自治省における特別交付税その他いろいろの問題がありますが、その関連性につきましては、事務当局からひとつ説明させていただきたいと思います。

○鈴木壽君 大臣にもう一度、臨時の経費というのはよろしゅうござりますが、第二点として私がお尋ねをしましたた、災害対策基金というものを新たに設けるのかどうかということについて、もう一度はっきりこれは聞いておきたいと思うのです。

今の方針では、地方財政法の第四条の三にある積み立てのことをおっしゃつてあるようであります。そういうものをここでいつているのか、この法律が作られる際に、災害基金というものの必要性を新たに認めて、それを設

一 点 基 づ け い う

○國務大臣(孫田弘作君) これは別の法律を新たに作つて積み立てをさるということではなくて、現行制度のとにおいて積み立てをしていく、こういう意味であります。

○鈴木壽君 そうすると、この百一の規定の「別に法令で定めるところより」というのは、先ほど大臣が話になりました地方財政法第四条三、あるいは第七条にある積立金についているのですか。

○國務大臣(孫田弘作君) そうでない、います。

○鈴木壽君 そうすると、災害関係での積み立ての問題になりますと、地方財政法だけでなしに、災害救助法にも第三十七条に、災害救助基金のことなどが規定されて、それぞれこれはもうこの法によって、額の点はともかく、各都道府県それぞれこれは積み立てておりますが、ではこれは含まれますか、含まれませんか。

○説明員(松島五郎君) この災害対策基本法を制定いたします場合に「別に法令で定めるところにより」というのは、いかなる意味であるかということですが、立法当時私ども事務当局の間では議論のあったところでござります。そこで「法令で定めるところにより」には、「別に」という言葉をつけるかつけないかといふ議論が、ほかの条文にもまいには関連がございまして問題になつたのでございます。それは別に、という言葉をつけようつけてまいと法律的な意味において全く同じである。要するに、この災害基本法以外の法令によつて定めるところで積み立てをさることにおいて全く同じである。

八

によるのだ、こういう了解であつたの
でございます。したがいまして、ただ
いま御指摘のございました災害救助法
に基づく災害救助基金の積み立ても、
もちろんここに言う「別に法令で定め
るところにより」ということになると
思います。また先ほど大臣から御説明
いたしましたように、地方財政法等に
よつて積み立てます場合も、「別に法
令で定めるところによる」ものと考え
ます。また将来さらに別個の法律を作
るというようなことがあっても、それ
もまた「別に法令で定めるところによ
る」ということになるものと考えてお
ります。

○鈴木壽君 だから「別に法令で定めるところにより」という言葉を今せんさくしているつもりはございませんが、私が聞きたいのは、端的に新たにこういうものを、名前も今までの、現在の法律にあるものとは違いまして、災害対策基金という、こういうことになつていますから、新たなものを作るのか作らぬのか、こうしたことなんですね。それを予想しておったのかおらぬのか、こういふことなんです。

○説明員(松島五郎君) 災害につきましては、不時に起つてくる予想しない問題でござりますので、これに対する財政制度をいかに立てるべきかということにつきましては、いろいろただいま検討をする問題があるわけでございます。現在の地方財政法においても、第九条におきましては、御承知のとおり地方公共団体が処理する事務に要する経費は全額当該地方公共団体が負担するのが原則だとされておりますけれども、その例外の一つとして、第十三条の三に「地方税法又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なもの」として災害の経費をあげて、これに対しても国が負担をするという規定を置いておるわけでございます。財政制度そのものを考えます基本において、災害というようなものは通常の状態において予測した財政需要として捕捉することができきないわけでございますので、そういうものにどのような形でもつて対処していくかということになりますと、小さな地方団体を単位として、いついかなる災害がどのような形で起つても対処し得るような制度を作っていくと

いうことは困難であります。こういふ前提に立ちまして、その場合には国が大きくその負担を肩がありをしていくことを考えられて、現在の制度が立てるわけでございまして、これがために御承知のとおり、公共土木施設災害復旧費国庫負担法を初めとして各種の災害に対します國の負担を軽減するための立法措置も、この災害対策基本法をもとにして作られたにまた、それ以上の激甚な災害が起きました場合には、さらに地方団体の負担を減らすための法律があるわけでございます。さらには、さういたしましても、基本的に地方団体の負担が必ずしも全部がゼロになるわけではありませんので、そういう場合には、さらに何らかの別個の対応措置が必要でございます。今日の段階においては信頼制度も相当程度発達しておりますので、そういう場合にも一応地方負担は起債でもつて処理する。そしてその起債の償還財源を長い将来の地方財政全体の財源の中で処理していくこという建前をとつておることに御承知のとおりでございます。こういうような立て方をいたしておりますので、現在私ども考えておりますのは、地方団体が災害に対処するための不時の支出といたしまでの、相当部分はこういうような制度によって吸収される仕組みになつております、またそうあるべきであると考えております。ただ地方団体としても、そういう制度の上に乗らない、いろいろな経費といふものは、災害の場合に起こり得ることがあるわけでござりますので、そういう場合に對処するために、地方団体自体としてどういう心がまえが必要であるか、こういう

問題が残されておると思うのでございまして、それにつきましては地方財政法等の規定もございまして、年度間の財源を調整するため積立金等を用意しておるという規定もあるわけでござりますので、運用によつて私は、今一段階においてはさしたる支障なくやつていいけるのではないかろうかと、かよう考えておる次第でございます。

ければならない。」この「別に法令で定めるところにより」ということが問題になつて、いるわけですが、今参事官からも説明しましたように、現在のところは、今申しましたようないろいろな別に定めておる法令によつて処置するという解釈でいいと思います。

しかしながら将来何らか、それらの、現在ある別の法令で定めるところによつて処置できないという問題が起つた場合には、さらに別の法令を作るということはわつとも差しつかえない、こう理解しております。

○鈴木壽君 現在では、新しく災害対策基金を設定することを予定はしておらない、こういう意味に理解してよろしくうございますか。

○國務大臣（篠田弘作君） それでけつこうであります。

○鈴木壽君 この基本法の第三十五条の、さつき私ちよと申し上げました第二項の一のホのところにある「災害対策基金等の管理に関する事項」。この「災害対策基金等の管理に関する事項」の中に、そうちますと、災害救助法の積み立てやら、あるいは地方財政法に定めてある対害により生じた経費の財源として積み立てなければならぬといふ、そういうものは、一切ここで管理されると、こういうふうなことになりますか。

○説明員（松島五郎君） 現在すでに作られておりますいろいろな災害に対処するための積立金の管理については、この基本計画を定めて行なうということになると思います。

○鈴木壽君 私、実は、こういう気持も一つはあるのであります。たとえば災害救助法に基づく災害救助基金の積

立て、これは、積み立ての実情についても、いろいろ実は問題があると思うのであります。これの使い方なんかになりますと、私どもがいわゆる災害対策として考えるその使い方からしますと、今のこの建前は不十分だ、こういう問題が一つある。それから、地方団体で災害の経費に充てるために積み立ててある金の使い方というのも、いわゆる災害対策の全部にわたつての使い方が、われわれからすると、もっとこうしたものにもほしいというところに使えないという問題もあるし、それから、地方団体では、はつきり災害対策の基金として、何といいますか、財政法で示されているような、別口にやっているものはありませんよと思うのですね。みんな積み立てとしてぶち込んでありますけれども、その中の使い方にもよるであります。ようが、はつきりした、いわゆる災害対策基金としての積み方をしておらないところが、ずいぶん多いというようなことからして、私は、今度この災害対策基本法にある災害対策基金というものは、そういう不十分なものをなお補充するといいますか、補完するといいますか、そういう立場から新たにこういう基金というものを設定し、そしてそれを——これは別途、法律でももちろん定めるでしょうが——そういうことを予想しておるのぢやないか、また、そうしてほしいという、実は気持もあるのでござりますね。そうしますと、先ほど来聞いておりましたところで、今のところでは新たな災害対策基金をここに設定するということを予想しておらない。将来、あるいは出てくるかもしらぬけれども、現在のところで

は、そういうものを予想しておらないで、現行法の、たとえば災害救助法なり、あるいは地方財政法にあるそういう積み立てを災害対策基金として考えているのだ。こういうふうにしか理解できないのですが、それでよろしくござりますか。

○説明員(松島五郎君) 今後の立法論として、災害対策のために特別な基金を考えるか、考えないかという問題につきましては、先ほど大臣からお答えいたしましたように、必ずしも私ども将来の問題として考える必要はないというのことを申し上げておわけではございません。ただ、現段階においては、既存の制度の運用によって、目的は達せられているのではないかという判断をいたしているわけでございまして。で、将来の問題として検討いたします場合に、私どもも過去の経験から、いろいろこういう問題を考えたとともにございますが、こういう基金というものは、なかなかどの辺が適当なものであるかという、その判断というものはむずかしいのでござります。現在、災害救助法では、御承知のとおり当該団体の標準税収入の千分の五を少なくとも積み立てなければならない、こういう規定がございます。しかしながら、私どもの実際の経験によりますと、非常に大きな災害が起きました場合に、その程度積み立てておいても、実際には、それが非常に大きくその団体の財政に役立つというような状態にはならないでございます。また、逆に、その程度で間に合うものであれば、あえて積み立てておかなくても、大きな財政の規模の中ならばやれるというようなことになりまして、何と申

しますが、常に短したすきに長いといふような状態でございます。そこで、いかなる災害がきても十分対処し得るというような大きな額を積み立てておくということになりますと、それ自体、また、地方団体にとつては、大きな財政負担になつてくるということを考えなければならぬわけでござります。そういった点をいろいろ考へて参りますと、かりに今後、この問題で新たな法律的な制度を作るといたしましても、どの辺が適正なりやといふ判断をすることは、非常にむずかしい問題でございます。現在の積立金の制度によりましても、たとえば昭和三十六年に、長野県に大災害が起きました際には、県に財政調整資金の積み立てが相当地ございました。その中から、応急の対策費を用意することができたといふようなこともございまして、やはり金は、全体として運用が、ある程度彈力的に行なわれるような形でもつて、財政的な調整制度といいますか、その団体における年度間の調整制度といふものと設けることのほうが、より実態に合ふのじやなかろうかというふうに、ただいまのところは判断をいたしております。わけでございます。

は不十分だし、それからさつきも
ちよと触れましたが、都道府県なり
あるいは市町村の段階で、災害による
こういう経費のための積み立てといふ
ものは、法にあつても、はつきりした
形のものはありませんのです。です
からやはり私は、災害対策ということ
のために、災害対策の臨時的な経費に
充てると、いふことであれば、現行法の
それでやればいいのだと、こういう考
え方では不十分だと思うし、また、使
い方等になりますと、さつきもちよつ
と例として申し上げました災害救助法
の金の使い方というものは、ほんとう
の意味での私どもの考えるところに
及ばない使い方をしておる。こういう
こともありますので、私は、災害対策
に要する臨時の経費というものをもつ
ておくというようなものにならなければ
と広く考えて、いわゆる災害復旧の費
用等も、ここである程度地方団体の負
担する分については、ここにブルシ
ておくと、いふべきである。や
ばならぬと思うし、あるいはまた、や
さつきもちよつと大臣にお聞きする際
に申し上げました、いろいろ災害の
個人的な補償の問題等においても、や
はり考えていかなければならぬのじや
ないか、こういうことを思つておるわ
けなのであります。これは、ひとつ、
基盤も違いますから、今ここでこれ以
上申し上げても、大臣としても、ある
いは自治省としてもあまり的確なこと
を答えられないでしようからやめます
が、この点はやはり今後の問題とし
て、政府部内でも十分私は検討してい
かなければいけない問題じゃないか
と、こう思いますから、その点だけ申
し上げて、次に進みたいと思います。
それから、ただ一つ松島さんにお聞き

害救助基金の積み立ての状況ですが、これは法律でちゃんと明定されておる事ですか、額が多いとか少ないとか、あるいは地方団体にとつては負担がどうというようなことも、もちろんこれはいろいろ問題があると思いますけれども、やはりきっと法律で定められたそれは、各地方団体で、都道府県でそれを行なうということではないと、おかしいと思ふんですがね。もしそれがどうしても実情に合わぬ、たとえば過去三二年間の税収入の千分の五というものが実情に合わぬと、あるいは、団体によつては、そんな金をやつたら、べらぼうな金をここに積み立てておかなければならぬということになると、こういった団体の財政に対する圧迫になると、こういうことであつたら、私は、また法の規定の修正といいますか、訂正といいますか、何かそういうことをやらなければいけない問題であつて、やはり法どおり少なくともやるといふようなことにならなければならぬと、私は思うのですが、その点どうですか。

かなければならないであろうという意味で申し上げたのでありますて、現在

ある法律を無視してとか、実情に合わぬから無視していいんだと、そういうようなことを申し上げているつもりはいささかもございません。

る。私の言うのは物のことじやなくて、この金の面で違つていやしないか、こういふことなんです。

と、三十五年度でも六年度でも、この法にきめられたような、それに合つている積み立てをしている都道府県といふものはありませんんですね。計算をしてみますと違うんですね。だから、私は、一応建前としてはこういうふうな率で積み立てるというのであるから、それで間に合うとか間に合わぬとかいう問題は別にして、やはり各都道府県でもそれにはまりかけ離れています。

○鈴木壽君 災害対策のいわゆる臨時的な経費に充てるための災害対策基金という問題につきまして、私大臣に——これ以上やめますが、ひとつ、現行のそれを、そのままここで意味しておるのだとするならば、これはやはり根本的に考えていかなければいけない問題があると思いますから、大臣に関係しない、厚生大臣の災害救助法もありますから、あります

○説明員(松島五郎君) 災害救助法の問題でございますので、私あまり詳しいことを存じませんが、金で積み立てたようなことはすべきじゃないんじやないか、こういうことなんです。

が、政府としてこの問題について、ひとつ前進的な意味での措置を、検討してやつていただきたいということを、要望的なことの御質問として、お心がまえをお聞きして終わりにしたいと思

ることもできるよう、たしかなつて
いたと思います。おそらく報告は物資
の分を除きました金の分だけではない
かと思いますが、いずれにいたしまし
ても、法津の規定で差つてなさるべき
〇国務大臣(篠田弘作君) 災害対策の
問題は非常に重要な、国民の生命に関
する問題でございますから、お説のよ
うな前向きの姿勢で今後研究、努力を

ことは当然でありますので、厚生省とも十分連絡をいたしまして、法律の適正な運営が行なわれますよう、今後十分留意して参りたいと思います。

○林虎雄君 大臣と行政局長にお伺いいたしたいと思います。

消防法の改正の主眼点は、日本消防金三易きを受けて、(一) 緊急事態に備え、(二) 消防組織の充実、(三) 消防機関の権限の強化等です。このうち緊急事態に備えるための規定が、(一) 消防本部の設置、(二) 消防署の設置、(三) 消防隊の編成、(四) 消防車の配備等の4項目であります。

緊急事態に備えるための規定は、(一) 消防本部の設置、(二) 消防署の設置、(三) 消防隊の編成、(四) 消防車の配備等の4項目であります。

（略）
三十一条、三十二条に金で率をきめてお
りますし、積み立ての一つの義務と
して、最低限として五百円に満たない
ものは五百円にしなければならない
という、金ではつきり率をきめてお
る。そこで、それから救急業務の市町村
への義務づけという点が中心のように
うかがわれますが、大体この救急業務
につきましては、政令で定める基準に
該当する市町村ということになるよう

であります。まあ、おおむね十万程度の人口の市町村ということが対象のようであります。そこで現在は十万に満たないでも、市町村の合併が進められている市町村で、やがて十万になれば、当然そういう義務を持たなければいけないと想います。そこで直接関係はないませんけれども、市町村合併につきましてだいぶ全国的には進んで現在残っておりますのは、合併が非常に困難な、また紛糾している市町村が残っているのではないかと思うのですが、ざいます。が、その中でお伺いいたしましたことは、兵庫県の赤穂市と、岡山県の日生町との合併問題が今まで紛糾しているようであります。越県合併でありますから、当然困難な点はわかりますけれども、現在この紛糾しておりますために当該住民が非常に困っている。今では合併でもいいし、現状維持でもいいが、早く解決をしてもらいたいという、非常に切実な要望があるようでございます。大臣にも昨年の昨の夏ごろでありますか、陳情をいたしまして、至急に解決をはかりたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 日生のほうからしばしば婦人代表その他の方々が見えまして、長い間の地理的並びに歴史的な関係から、どうしても自分たちの生活といふものが赤穂に密着しておる。たとえば子供が学校に通うにいたしましても、あるいはまた商売をやるにいたしまして、赤穂と非常に関係が深い。そういうような関係で、どうしても赤穂に入りたいということてしまふ。しかし見えまして、中には泣きながら頬

むというようななきわめて深刻な場面があるわけであります。そこで前の安堵大のときから、岡山、兵庫、両県の事の間において話し合いをするようになります。その日生の婦人連中が代表で見えたときに、両方でそうがんばられて、どうにもならない。結論としてはやはり審議会の答申の最後に住民投票をさせらるということがある。どうしても知事の間に話がつかない、またその両側部落民の間にも話がつかないというとであれば、これはやはり審議会の答申どおり住民投票させるよりほかにならない。自治大臣としてはそれが以上の方法は考えられないという答申をいたしました。たまたまそれが流れまして、岡山県選出の代議士から、もうあなたの顔は見るのもやだといふように困っているわけであります。それからまた、こういうことも言われました。自治大臣が審議会の答申に従つて住民投票をさせるというならさせてみる、われわれは三百戸ぐらいバラックを建てて、三ヵ月前からそこに住み込みます。なぜ住民投票の資格がある。そうすれば日生の部落民がなんぼがんばってみる、われわれは三百戸から三百戸か四百戸バラックを建てて三ヵ月前から住んでおれば、もう住民投票には勝てるのだから、やれるならやつてみろ、といふような話もありまして、日生のほんからは嘆願の形において来ておりまし、岡山県側から私のところに来られる方は強い反対の意思を持つて来て

おられます。はたしてバラックを建ててみなければわかりませんけれども、そこでこの間、清瀬——こんなことを言つていいかどうかわからんが、大臣のところでの問題の解決がつかないかというお話をあつた。私そのとくに申し上げたのは、私のところで解決するということになればもう住民投票の方法はありません。それで岡山県のほうの代議士に比較的強い反対があるけれども、あなた方のほうにはそんなに、ぜひ向かわなくちゃならんといふような強い意もしないように私は從来思つてた。そこでもし、あなたのほうにそういう強い意思があるならば、私がまん中に入つて苦しんでいるのだから、ひとつあなたのほうの強い意思もお出しになつて、岡山県側と、国会と申しますか議員として、ひとつお話し願えないかといふ話までいたしておるわけであります。そのときに清瀬議長は、いや、われわれは非常に強い意を持つておるのだけれども、たまたま政務次官と大臣が岡山県と兵庫県の出身であつたために遠慮して、実は強い意思を出さずにおるんだなどいうことで、まことにこの問題につきまして私もずいぶん就任以来苦慮いたしておりますが、できればそういうようなバラックを建てて住むとか、あるいは場合によつては血の雨が降るかもしけないと、か、そういうようなことのないような方法で、両県の代表、知事できなければ、国会といふようなところで、ひとつもう少し話し合いをしてもらつたらどうか、現在そういうふうに考えておる次第でございます。

れと同時に、最低保障率を百五十分の二十二から百五十分の二十五に引き上げることにいたそらといふものでござります。

第四は、旧南滿州鐵道株式会社等の
外国特殊法人の職員期間を有する者に
つきまして、先ほど申し上げましたと
同様な措置を講じようということでござ
ります。

まして追加費用が増加することになる
わけでございますが、その負担は政
令で定めるところによりまして、国、
地方公共団体、または組合が、一般の
追加費用の負担と同様な方式で負担を
することにいたそうとするものでござ
います。

その他の若干の未定の準備をめぐることになつております。

たそらとするものでござります。
○委員長(石谷憲男君) それではこれ
より質疑を行ないます。御質疑の方
は、順次御発言を願います。

○鈴木壽君　これに関連をして、今の改正に関連をしてであります。この前、地方公務員共済組合ができる際

に、私どもはその適用するといいますか、それに加入できる職員として、当時の法には入っておらなかつた地方官

治関係団体の職員あるいは健康保険組合関係の職員、こういう者についてもすみやかにこれの適用を受けられるよ

うに、という附帯決議をしたのであります
が、当時、それに対して政府では、
決議の趣旨に沿つて努力をするといふ
お答えであったのですが、そういうこ
とについて、現在のところ何か準備を

○政府委員(佐久間彌君) お尋ねの問題につきましては、附帯決議の御趣旨もございましたので、自治省といたしましては、できますれば今度の国会に提案いたすことができますように努力をいたしましたのでございますが、政府部内におきまして、関係省局との意見の調整が、今国会提出にはとうてい通しが不可能のような状況でございます。したので、政府といたしましては、だいまのところ、今国会に提案をいたすという状況にはないのでございません。ただ漏れ承りますと、議員立法の形でお進みになるというお詫が当院のほうからございまして、私どもも主管課のほうで、技術的に法案の作成等についてはただいま御協力を申し上げておる状況でございます。

いうことで、ただ私ども先ほど申しましたように、当時附帯決議をして、これは参議院だけでなしに、衆議院段階でもたしかつておったと思いますから、いわば両院の、国会全部の意思の現われだと、こう思うのであります。これはまたそれに対し善処を約したからには、できるだけ私は早くそういうものが実現できるようにしてもらわなければならぬと思うのですが、そこで、私ども実はあなたからお話をしましたように、議員立法の形でこれを何とか今国会で具体的な形ではつきりさせたいと思っておるのでがね。やはり政府としてはこれに対して踏み切ることができない段階だと、こういうことなんですか。

○政府委員（佐久間彌君） 関係省との間におきます意見の相違というものが、今国会中に調整できる見通しは、

率直に申し上げて私どもはないというふうに考えております。

かどうかわかりませんが、厚生省あたりだいぶ渋つておるようであります
が、これはまたとえば、厚生省の関

係の健康保険組合関係の職員について、まあそういう態度でありますけれども、他の同じような、たとえば厚生

年金の関係の人たちとか、そういうもののとのそれを考えておられるようになります。それはそれとして、考え方と

してそういうことがあると思しますが、いずれそれについても、厚生年金関係のそれも含めてやるというのであ

われは一時其がもと見られんしそれで
ですが、その時期がなかなかずつと先
のほうだというふうになりますと、

せつかく私どもが考へあるいはま

た、当時政府も賛成をした答弁をしておるのでありますから、それがおくれてくると実現ができないわけですね。おくれてくるというのでは私は残念だと思います。まあこれは厚生省の人たちに言うべきことでございましようから、あなた方に言つても何でありますけれども、厚生年金関係のそれがあるならば、しかし、今の健康保険関係の職員のことをひとつ解決する事が、またある意味においては他のものに対する前進というような形で早い機会にそういうものが実現できるのじやないかと思うので、これはお話し合いの段階では、くどいようでありますけれども、あなたの方の政府部内での話ではまあ見込みがないと、こういうことのようになんほど承ったんですが、やっぱりそりなんでしようか。

度によって行なうべきである。それに對しまして、私どもは農業団体の団体職員の共済組合というようなものもあるじゃないかということを申しておるわけでござりますが、これは社会保障制度審議会でも非常に論議のあつたところであり、むしろその当時の政府としては、以後そういうような公務員でない団体職員について、共済組合を作ることなどはいたさないという申し合わせも開議であつたような話も聞いておるわけでありまして、そういうことで公務員以外の者は厚生年金でいくことについていろいろ問題があるならば厚生年金の内容を改善することによって善處すべきである、こういう非常に強い主張を私どもは司つておるわ

けでござります。
○鈴木壽君 その考え方もひとつ理屈
はあると思いますが、ただそういうこ
とになりますと、地方自治関係団体の
職員でもこれは現在考えておるいわゆ
る公務員であるかどうかということは
やっぱり問題がたくさんあると思うの
ですね。ただ、しかし、仕事の内容、
そういう点から言ってやはりわれわれ
は言葉は悪いかもしけぬが、公務員あ
るいは公務員に準じた者の、そういう
仕事の内容であり、取り扱いをすべき
だ、こういう附帯決議になつたので
す。少しあるいは幅を広げたようなこ
となるかもしれないけれども、やっぱ
り勤務の実態等から言つて、厳密な身
分關係からすれば公務員ではないけれ
ども、それに準じたあるいは同等の者
として取り扱うべきだということなん
で、いわば一つの私どもはそういう方
々に対する何というか、こういう制度
を作ることによっての利益を受けさせ

てやるために、言つてみればあたたか
い気持と申しますか、自分たちのやつ
ておることをあまりそう言われないか
もしぐれぬが、そういう気持なんです。で
すからこれはおそらくこの問題になり
ますと、国会では与党とか野党とかい
うことでなしに、これは一致したそ
うな考え方であります。最近において何か
念に思うのですが、最近において何か
こういう問題についてさらに取り扱い
について話し合いをするというような
考え方はございませんか。と申します
のは、今言つたように私どもは、私ど
もだけでなく、私どもの社会党といふ
だけでなしに、たとえばここの委員会
の各委員としては、議員立法でやるの
だ、各党派とも、そういう考え方方に
なつておるのですから、そういう一つ
の視点に立つて、むしろすなおにそ
ういうものを受けてもらうような考え方
になつてもらうために、これは直接
僕らが話をしてすることも必要でしようけ
れども、あなたの方の立場でどうだとい
うような話し合いをする機会はござい
ませんか。

法律の原案の際にも自治省案には入れておったことでございまして、これが実現いたしますことは自治省といたしましては……。
○鈴木壽君 その件についてはまあ一度終わります。
○委員長(石谷憲男君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(石谷憲男君) 速記を始め
て。
○鈴木壽君 こここの要綱の一一番最初に今お話しなさいました「旧南滿州鉄道株式会社等外国特殊法人」こうあるが、満鉄のほかにどういうのがこの対象になるものとして、特殊法人としてありますか。
○政府委員(佐久間彌君) これは政令で定めることにされているわけござりますが、現在予定をいたしておりまつものは、満鉄のほか、旧南滿州電信電話株式会社、旧華北交通株式会社、旧華北广播協会、旧北支顧中公司、旧華中鐵道株式会社、旧華中電気通信株式会社、旧蒙嶺電氣通信設備株式会社。
○鈴木壽君 そういうのに該当する、そういうものにというのではなくて、この項目に該当する職員の数は大体どのぐらいのものですか。
○政府委員(佐久間彌君) これは国家公務員、地方公務員を通じましておよそ二万二千人程度。
○鈴木壽君 このうち地方公務員はどういふらし。
○説明員(松浦功君) これらの会社に勤務しておりました日本人で、その後公務員になりました数をおよそ二万二千と踏んでおるわけでございますが、

○鈴木壽君 これは一言に言うとあわてて、ここにも書いてあります、関係するものを手直しをするのだ、こういうことでござりますね。それ以上新たなものはないのですね。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 それから要綱の五のところですが、「前記三及び四の措置により増加する費用の負担は、政令で定めるところにより、国、地方公共団体又は組合が負担するものとする」これをもう少しお話を聞いていただけませんか、國関係、地方公団体関係。

○政府委員(佐久間彌君) 国が負担をいたします場合は、これは国家公務員の身分を持つて、いる職員についてでございます。それから地方公務員の身分を持つております者につきましては地方公共団体が負担をいたします。それから共済組合の職員につきましては共済組合が負担をするわけでござりますね。

○鈴木壽君 私が伺いたかったのは、実は組合が負担をするというところで、したが、共済組合の職員の分について組合が負担をする、いわば当然なことですけれども、そういうことです。

○政府委員(佐久間彌君) そうです。

○委員長(石谷靈男君) 本案についています。

ての本日の審査は、この程度にいたりと存じます。

次会は、二月十九日（火曜日）午後二時より、地方公務員共済組合法の定期給付に関する施行法の一部改正案、地方交付税等の一部改正案、地方行政の改革に関する調査・三十八年度地方財政計画に関する件について審査を行なう予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

等職員」に改める。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和三十七年十一月一日前に恩給公務員（地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律五百五十三号。以下「施行法」という。）第二条第一項第三十九号に規定する恩給公務員をいう。）、年金条例職員（施行法第二条第一項第五号に規定する年金条例職員をいう。）、旧長期組合員（施行法第二条第一項第九号に規定する旧長期組合員をいう。）若しくは国の長期組合員（施行法第二条第一項第五十四号に規定する国の長期組合員をいう。）である職員（施行法第二条第一項第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）であつた者又に昭和三十七年十一月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「組合法」という。）による組合員（以下「組合員」という。）である職員（組合法第百四十二条の規定により職員とみなされた国の職員（同条第一項に規定する國の職員をいう。）を含む。）であつた者で、任命権者はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて大会運営者の職員（オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律第六条第一項に規定する大会運営者の職員をいう。以下同じ。）となり、引き続き施行日に現に大会運営者の職員として在職するもの（昭和三十七年十二月一日から施行日の前日以前日までの間に大会

運営者の職員から引き続いて組合員となつたものを含む。)が施行日から六十日以内に、その者の昭和三十七年十二月一日以後の引き続く大会運営者の職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したときの組合法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を当該地方公務員共済組合に申し出た場合におけるその者に係る在職期間の通算、長期給付の支払の差止、費用の負担その他の組合法の長期給付に関する経過措置については、施行法第二百二十八条の規定の例による。

昭和三十八年三月二十七日印刷

昭和三十八年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大阪省印刷局